

(非公式訳)

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会布告第 1/2562 号に基づく
知識ベース（ナレッジベース）事業の最低投資金額条件の決定

仏暦 2562 年（2019 年 5 月 2 日付投資委員会布告第 1/2562 号「知識ベース（ナレッジベース）事業の最低投資金額条件の改定」における知識ベース（ナレッジベース）事業の最低投資金額条件の審査指針を明確化するため、投資委員会事務局は下記通り説明する。

第 1 項 知識ベース（ナレッジベース）事業の最低投資金額の計算

1.1 各業種の知識ベース（ナレッジベース）事業における専門人員の給与費用から最低投資金額を計算する場合

1.1.1 新規プロジェクト、新規設立法人として投資奨励を申請するプロジェクトの場合は全て新規雇用であるため、プロジェクト全体における専門人員の給与費用から計算することができる。

1.1.2 拡大プロジェクト、既に事業を行う法人に対し投資奨励を申請するプロジェクトの場合は、奨励申請するプロジェクトにおける新規雇用である専門人員の給与費用から計算することとする。詳細は下記通りである。

- (1) 新入社員を雇用する場合、全ての給与費用が計算対象となる。
- (2) 本項における法人に勤務経験のある元社員を再雇用する場合、当該法人により解雇日から奨励申請日まで 1 年以上雇用されていない者のみの給与費用が計算対象となる。

1.2 土地代および運転資金を除く投資金額から最低投資金額を計算する場合、車輛費はプロジェクトの最低投資金額の計算差対象と見なされない。ただし、免除される法人所得税の計算に使用される投資金額（土地代および運転資金を除く）の計算は、仏暦 2545 年（2002 年）1 月 28 日付投資委員会事務局布告第 Por.1/2545 号「投資金額の定義」の基準に従うこと。

第2項 知識ベース（ナレッジベース）事業の最低投資金額条件の選択

- 2.1 知識ベース（ナレッジベース）事業にて投資奨励を申請する場合、下記通り指定される投資奨励申請書に最低投資金額条件を選択すること。

知識ベース（ナレッジベース）の業種	奨励申請書
1.2 植物または動物の品種改良（バイオテクノロジー事業の範囲外の場合）	F PA PP 01 (一般事業用)
1.23 現代農業システム製造またはサービス、 例えば、状態探知及び追跡システム、 水・肥料・薬品などの関連資源の使用制御システム、そしてスマート温室システムなど	F PA PP 01 (一般事業用)
3.9 創造的な製品設計・開発サービス	F PA PP 03 (サービス事業用)
5.6 電子設計	F PA PP 03 (サービス事業用)
5.7 ソフトウェア事業	F PA PP 04 (デジタル事業用)
7.11 研究開発	F PA PP 03 (サービス事業用)
7.13 エンジニアリングデザインサービス	F PA PP 03 (サービス事業用)

- 2.2 投資奨励認可を受けたプロジェクトで最低投資金額条件を選択せずに最低投資金額条件の変更を申請する場合、操業開始前にプロジェクト変更申請書（F PA PC 01）を提出することができる。尚、最低投資金額条件の変更後は再度変更申請が不可となる。

以上、お知らせする。

投資委員会事務局
仏暦 2562 年（2019 年）6 月 7 日